

骨髄移植手術等により接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で予防接種を再接種される方へ

骨髄移植手術等で免疫が消失し、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断された方で、それらの予防接種を再接種する場合、その費用を助成いたします。接種を希望される方は、健康課までご相談ください。

● 対象となる方

田原市に住民登録があり、以下の要件をすべて満たす方

- (1) 骨髄移植手術その他の事由により、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師により判断されている方。
- (2) 助成対象予防接種の接種日に満 20 歳未満であること。
(ただし、BCGは満 4 歳未満、4 種混合は満 15 歳未満、ヒブは満 10 歳未満、小児用肺炎球菌は満 6 歳未満)

※法律に基づいて定期予防接種が実施されたものに対し、再接種の助成対象とします。

● 対象となる予防接種

BCG、4 種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)、3 種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風)、2 種混合 (ジフテリア・破傷風)、不活化ポリオ、MR (麻しん・風しん混合)、麻しん、風しん、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、B 型肝炎

● 申請の方法

接種前

- (1) 健康課にて助成対象認定申請書と主治医意見書を入手し、接種前に以下の書類をご提出ください。

- 特別の理由による任意予防接種助成対象認定申請書
- 特別の理由による任意予防接種に関する主治医意見書
※主治医に意見書の記入を依頼してください (費用がかかる場合は保護者負担)
- 母子健康手帳の予防接種記録欄 (写し) 等、これまでの予防接種履歴がわかる書類

- (2) ご提出いただいた書類をもとに田原市で審査のうえ、後日、助成対象認定決定通知書、接種実施依頼書、主治医意見書 (写し)、接種する予防接種の予診票等を送付いたします。

接種後

- (1) 接種料金は実費でお支払いいただき、接種が終わりましたら必ず、ワクチンの接種料金がわかるように領収書と明細書をもってください。接種料金の返金につきましては、田原市の上限額以内であれば全額返金になりますが、もし、上限額より高い場合は、その分については負担をしていただくことになります。ご了承ください。
- (2) 接種済みの予診票または写しをもらってきてください。
- (3) 健康課に以下の書類等をご持参ください。(接種日より 1 年以内)

- 特別の理由による任意予防接種助成金交付申請書兼請求書
- 領収書と明細書
- 母子健康手帳
- 接種済みの予診票または写し
- 口座番号が確認できるもの

お問い合わせ・申請窓口

田原市役所 健康課 (電話) 23-3515
あつみライフランド 健康課 (電話) 33-0386